



プレパパ・  
プレママの  
みなさん!

子育て中の  
みなさん!

# 出産・育児のための 制度ってどんなのがあるか？



こんにちは!

高知労働局雇用環境・均等室です!



# ●例えばこんな経験ありませんか？

## ケース①

**Q** 退院後、赤ちゃんのお世話を1人でできるか不安です。出産直後の大変な時期は夫婦で育児をスタートしたいです。父親も利用しやすい休業制度はありますか？

**A** 父親は原則として子供の誕生日から育児休業が取得できます。また、令和4年10月1日から産後パパ育児(出生時育児休業)制度が利用できるようになりました。(法第9条の2～第9条の5)



産後パパ育児は子供の誕生日から8週間以内に4週間(28日間)までの期間、休業を取得することができます。取得できる4週間は2回に分けて取得することも可能です。

## ケース②

**Q** 妊娠が分かり会社に伝えたところ、「大きなお腹で仕事はできないだろうから一度退職して、育児が落ち着いた頃に空きがあればまた働いたらどうか」と言われました。できればずっと勤務したまま、出産し育児休業を取りたいのですが、会社の言うとおりにするしかないでしょうか？



**A** 妊娠・出産・育児休業を取得したこと等を理由に不利益な取扱いをすることは禁止されています！(男女雇用機会均等法第9条、育児・介護休業法第10条) また、上司・同僚からの妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等(いわゆるマタハラ等)を防止する措置を講じることが事業主に義務付けられています！(男女雇用機会均等法第11条の2、育児・介護休業法第25条)

妊娠したこと、出産したこと、育児休業を取得した又は取得しようとしたこと等を理由として、退職勧奨をしたり解雇したりすることは法律で禁止されていますので、会社から言われるまま退職する必要はありません。また、産前・産後休業中及び休業後30日以内の解雇はできません(労働基準法第19条)し、妊娠中・出産後1年以内に行われた解雇は事業主が妊娠等が理由でないことを証明しない限り無効です(均等法第9条)。

詳しくは、高知労働局雇用環境・均等室までお問合せください。



## ケース③

**Q** 子どもが1歳になるまで育児休業中ですが、市役所に保育所入所申込をしたところ、第1希望の保育所に空きがなく、入れないとの通知がきてしまいました。第2希望は入れるのですが送り迎えに時間がかかります。



**A** 保育所等に入所できないなど特別な事情がある場合1歳6か月まで育児休業がとれます！1歳6か月以降も引き続き保育所等に入所できないなどの場合には、会社に申し出ることにより育児休業期間を最長2歳まで再延長できます！



さらに、育児休業期間を最長2歳まで再延長する場合、育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。詳しくは、育児休業に関する場合は、高知労働局雇用環境・均等室へ、育児休業給付金に関する場合は、お近くのハローワークへお問合せください。

## ケース④

**Q** 10時から19時までの勤務のため、帰りは夫が保育所に子どもを迎えに行っています。ただ、残業があり定時に帰ることができるのはまれで、やりくりしても保育所のお迎えに間に合わないこともあり困っています。



**A** 育児短時間勤務制度や残業の免除制度があります！(育児・介護休業法第16条の8、第23条)

育児短時間勤務制度とは、3歳までの子を養育する労働者の申出によって、1日の所定労働時間を6時間とする制度です。また、残業さえなければ…という方には、所定外労働の免除制度もあります。現行は3歳までの子を養育する労働者が利用できますが令和7年4月1日からは小学就学前の子を養育する労働者が利用できます。両制度とも、利用開始日と終了日を明らかにして事業主に申出する必要があります。詳しくは、高知労働局雇用環境・均等室までお問合せください。



### ケース⑤

**Q** 子どもに予防接種を受けさせる際、子の看護休暇制度が利用できると聞きました。また、子の看護休暇利用時の賃金は出るのでしょうか？



**A** 現行は小学校就学前の子どもに利用でき、令和7年4月1日からは対象となる子の範囲が小学校第3学年修了までに拡大され、名称が子の看護等休暇になりました！（育児・介護休業法第16条の2）

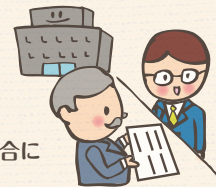
子の看護休暇制度は、子どもの病気だけでなく、予防接種や健康診断を受けるためにも利用できます。また、令和7年4月1日からは感染症に伴う学級閉鎖等や入園（入学）式、卒園式への参加のための利用も可能になりました。利用日数は、子が1人であれば年5日まで、子が2人以上であれば年10日まで利用可能（時間単位での取得可）です。また、制度利用時の賃金等の取扱いには、育児・介護休業法上特に規定がないため、各会社で決めることができます。自社の就業規則等を確認してください。

詳しくは、高知労働局雇用環境・均等室までお問合せください。



### ケース⑥

**Q** 育児休業中は社会保険料（健康保険・厚生年金保険）の支払いが免除されると聞きましたが、どのように手続きをすればよいですか。



**A** 事業主が年金事務所又は健康保険組合に申請します。

申請することによって育児休業等をしている期間の社会保険料が、事業主及び被保険者分ともに免除されます。免除される期間は、育児休業を開始した日が含まれる月から、終了した日の翌日が含まれる月の前月までの期間（最長で子が3歳に達するまで）で、育児休業等を開始する前に必ず手続きをする必要があります。なお、産前6週間（多胎妊娠は14週間）及び産後8週間の産前・産後休業中、産後ババ育休中（出生時育児休業）についても、育児休業中と同様に社会保険料が免除されます。一定の要件がありますので詳しくは、年金事務所へお問合せください。

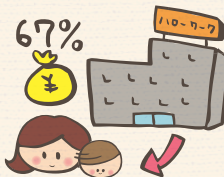


育児休業は労働者の権利であり、要件を満たす申出の場合、会社が拒むことは許されません。しかし、会社側も代替要員の確保等準備が必要ですので、早めに事業主に申し出るようにしましょう。また、上司や周りの同僚にも「休業中の仕事 お願いします」と伝えておくと、より協力が得られやすくなります！



### ケース⑦

**Q** 勤務先では育児休業中は無給ですが、雇用保険から給付金が出ると聞きました。どのように申請すればよいのでしょうか。



**A** 事業主がまず、ハローワークで受給資格確認手続きを！

育児休業期間中は、雇用保険から賃金月額額の67%が支給されます（休業開始から180日経過後は50%）。初回支給申請をするまでに、事業主が上記の手続きをする必要があります。その後給付金申請手続きに移りますが、事業主が（労働者本人が申請することも可）申請手続きを2か月に1度行う必要があります。産後ババ育休（出生時育児休業）を取得した場合も給付金の申請が可能となります。詳しくは、お近くのハローワークまでお問合せください。



### ケース⑧

**Q** 会社ではじめて育児休業を取ります。どうすればよいですか？



**A** まず、会社の就業規則、育児・介護休業規則を確認し、申出時期や申出方法を確認しましょう！

希望どおりの育児休業をするためには、会社に休業開始予定日の1か月前までに、「申出年月日」「あなたの名前」「子の名前（産まれていない場合は出産予定者の名前、出産予定日など）」「休業開始予定日及び休業終了予定日」ほかを書面で申出ることが必要です。申出があったら、会社は速やかに「申出を受けたこと」「休業開始予定日及び終了予定日」等を申出者に通知することとなります。

詳しくは、高知労働局雇用環境・均等室までお問合せください。



妊娠 6週間前 出産日 6週後 8週後 1歳 1歳2か月 1歳6か月 2歳 3歳

労働基準法

請求で産前休業 (多胎妊娠の場合は14週前)	産後休業8週間 (うち6週間は強制休業)								
軽易業務への転換		育児時間(1日2回、各30分)							
危険有害業務の就業制限(妊産婦の重量物取扱い、有害ガス等業務の禁止)									父親も母親も育児休業する場合、子が1歳2か月までの間でそれぞれ最長1年間育児休業をすることができます。
変形労働時間制、時間外・休日・深夜業制限(妊産婦の請求による)									
坑内業務の禁止(妊婦)	坑内業務制限(産婦のうち請求した者)								

育児・介護休業法



いろいろな制度があるがやね！  
育児休業は令和4年10月から  
新制度(★)がスタート!!  
自分の利用できる制度を  
確認してみよう！

いずれの制度も、  
父親は、子の出産  
予定日から利用で  
きます。

産後パパ育児(出生児育児休業) (★) P1 ケース① ・子の出生後、8週以内に4週間の 育児休業の取得が可能 ・2回に分割しての取得も可能	育児休業期間 P2 ケース② P4 ケース⑧ (★)1歳まで分割して2回取得 することも可能	育児休業 P2 ケース③ (特別な事情があれば最長2歳まで延長可能)	パパママ育児 プラス	
	育児短時間勤務制度(1日6時間の措置) P2 ケース④	柔軟な働き方を実現するための措置として、事業主が短時間勤務制度を選択していれば利用できます。		
	所定外労働の免除(残業をさせない制度) P2 ケース④	令和7年4月1日~就業範囲が拡大し利用可能		
	子の看護休暇制度(子が1人の場合1年間5日、2人以上では10日休暇可能) P3 ケース⑤	令和7年4月1日~就業範囲が拡大し利用可能		
	時間外労働の制限(1か月24時間、1年間150時間を超える法定時間外労働を制限)			
	深夜業の制限(午後10時~午前5時までの勤務をさせない制度)			

男女雇用機会均等法

母性健康管理措置(保健指導・健康診査の時間確保、通勤緩和、休憩時間を増やす等の措置)				
--	--	--	--	--

各種保険制度

雇用保険	父親が育児休業を取得する場合は、出産日から給付の対象となります。 P4 ケース⑦	給付金支給期間(1歳未満)； 特別な事情で6か月支給延長 特別な事情で6か月支給延長	※給付金の支給延長については、お近くのハローワークへお問合せください。 P2 ケース③
社会保険(健康保険・年金)	産前・産後休業中も社会保険料が免除されます。 (★)産後パパ育児を取得した場合も要件を満たせば免除されます。	社会保険料の免除期間 P3 ケース⑥ (育児休業を開始した月~終了した日の翌日が含まれる月の前月までの期間、社会保険料が免除されます(ただし、子が3歳に達するまで。)	
	出産手当金(無給休業しただけ支給されます)		
	出産時、健康保険から、「出産育児一時金」が支給されます。		

# 育児のための制度が順次拡充されました！

## ◆令和7年4月1日からの拡充

### ①子の看護休暇が見直されました。

対象となる子の範囲が、小学校就学の始期に達するまでから、小学校第3学年修了までに延長されました。

取得事由が、病気・けが・予防接種・健康診断に加えて、感染症に伴う学級閉鎖等や入園(入学)式、卒園式、その他これに準ずる式典が追加されました。

労使協定の締結により除外できる労働者が、週の所定労働日数が2日以下のみにとなりました。

### ②所定外労働の制限(残業免除)の対象が拡大されました。

小学校就学前の子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働の制限(残業免除)を受けることが可能となりました。

### ③育児のためのテレワークの導入が、事業主に努力義務化されました。

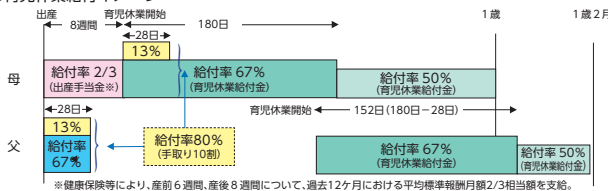
3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるよう措置を講ずることが、事業主に努力義務化されました。

### ④雇用保険の育児休業等給付の給付率が引き上げられました。

#### (出生後休業支援給付)

子の出生直後の一定期間内(男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内)に、雇用保険被保険者とその配偶者の両方が14日以上育児休業を取得する場合に、最大28日間、給付率80%(手取りで10割相当)へと引き上げられました。

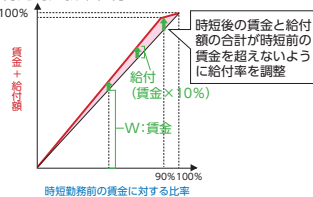
#### ●育児休業給付イメージ



### ⑤育児のための短時間勤務制度を選択し、賃金が低下した労働者に対して給付する制度が創設されました。(育児時短就業給付)

雇用保険被保険者が、2歳未満の子を養育するために、時短勤務をしている場合、時短期間中に支払われた賃金額の10%の給付が創設されました。

#### ●育児時短就業給付のイメージ



## ◆令和7年10月1日からの拡充

### ⑥柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務となりました。

●事業主は、3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置を設けます。

・事業主は、「始業時刻等の変更」、「テレワーク等(10日/月)」、「保育施設の設置運営等」、「新たな休暇の付与(10日/年)」、「短時間勤務制度」の中から2以上の制度を選択して措置する必要があります。

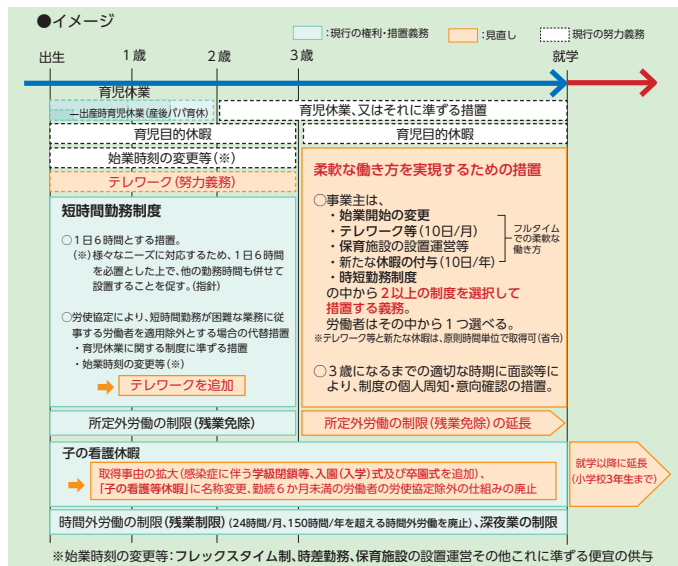
・労働者の方は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。

●事業主が選択した措置について、労働者に対する個別の周知・意向確認が必要となりました。

・個別周知・意向確認は、面談や書面交付等で行われます。

### ⑦仕事と育児の両立に関する個別の意向聴き取り・配慮が事業主の義務となりました。

●意向の聴き取りの方法は、面談や書面の交付等で行われます。



## ～『高知県』からお知らせ～ 高知の出産・子育て支援について

高知県では、一人ひとりのお子さんご家庭を支援する少子化対策・子育て支援施策に取り組んでいます！主な取り組みの一部ですが、ご紹介します。

### ■母子保健・子育て支援サービス

市町村の「こども家庭センター」等では、母子健康手帳の交付時に、保健師などが、妊産婦やそのご家族の相談をお伺いし、さまざまな相談への情報提供やアドバイスを行う等の支援をしています。また、主に3歳未満のお子さんが遊んだり、その家族が交流する「地域子育て支援センター」は、25市町村1広域連合に計50か所設置されています。

このほか、お子さんの保育所や塾への送迎、一時預かりなどを地域の有償ボランティアが会員制で支援するファミリー・サポート・センター事業を17市町が実施するなど、行政や地域の方が連携して取り組んでおり、市町村ごとに様々な子育て支援サービスが充実しています。

### ■子どもの居場所づくり

食事の提供を通じた「子どもや保護者の居場所」となるとともに「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」「地域で子どもたちを見守る場」として設置が進んでいる子ども食堂は、令和7年12月末時点で122か所に設置されています。

### ■経済面の支援

出産育児一時金や妊婦のための支援給付、児童手当など全国的な給付のほか、各市町村で独自の支援を実施しています。

#### ●子どもの医療費

2024年度には県全域で中学生まで無償化されました。また、高校生までは33市町村（2025年10月現在）が無償化しております。

#### ●妊婦のための支援給付金

妊娠届提出時に5万円、出産予定日の約8週間前の日以降に子ども1人あたりにつき5万円を市町村から給付します。

※流産・死産の場合も受け取ることができます。

※支給方法は市町村によって異なります。

#### ●保育料

3歳以上は全国的に無償化されていますが、県内では0～2歳児の保育料も19市町村が無償化を実施しており、他の市町村も様々な形で保育料の一部補助を行っています。

#### ●給食費

保育所等は13市町村、小・中学校では13市町村で無償化など手厚い支援を行っています。

#### ●就学支援

小・中・高校入学時の祝い金、高校・大学進学時の奨学金、高校生の無料公営塾、海外留学支援など、様々な支援に取り組んでいる市町村があります。

#### ●結婚・新生活支援

結婚祝い金、新生活開始時の引越費用の支援など、様々な支援に取り組んでいる市町村があります。

## 市町村（こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター）・母子保健担当）・福祉保健所相談窓口一覧（令和8年4月現在）

高知市	高知市親子サポートステーション（母子保健課）	088-855-7795
	高知市西部親子サポートステーション（西部健康福祉センター）	088-843-0415
	高知市東部親子サポートステーション（東部健康福祉センター）	088-882-0035
	高知市北部親子サポートステーション（保健福祉センター）	088-820-1025
安芸福祉保健所 0887-34-3177		
室戸市	保健介護課	0887-22-3100
安芸市	安芸市こども家庭センター☆ぎらり☆（福祉事務所）	0887-35-2920
東洋町	東洋町こども家庭センター（住民課）	0887-29-3394
芸西村	芸西村こども家庭センター（健康福祉課）	0887-37-9581
中芸広域連合	中芸広域連合こども家庭センター（介護・保健福祉課）	0887-38-8212
奈半利町	こども家庭センター・奈半利（住民福祉課）	0887-38-4012
田野町	こども家庭センター・田野（住民福祉課）	0887-38-2812
安田町	こども家庭センター・安田（安田町保健センター）	0887-38-6678
北川村	こども家庭センター・北川（住民課）	0887-32-1214
馬路村	こども家庭センター・馬路「つどマル」（健康福祉課）	0887-44-2112
中央東福祉保健所 0887-53-3172		
南国市	南国市こども家庭センター	088-863-7374
香南市	こども家庭センター（健康対策課）	0887-50-3011
香美市	健康推進課	0887-52-9281
本山町	本山町こども家庭センターまじじば（健康福祉課）	0887-70-1060
大豊町	大豊町こども家庭センター（地域福祉課）	0887-72-0450
土佐町	健康福祉課	0887-82-0442
大川村	大川村子育て世代包括支援センター（保健福祉課）	0887-84-2211
中央西福祉保健所 0889-22-1249		
土佐市	土佐市子育て世代包括支援センターぽっかぽか（健康づくり課）	088-852-1501
いの町	いの町こども家庭センター（ほけん福祉課）	088-893-3818
仁淀川町	仁淀川町こども家庭センター（健康福祉課）	0889-35-0888
佐川町	健康福祉課	0889-22-7705
越知町	越知町こども家庭センター（保健福祉課）	0889-20-9078
日高村	日高村こども家庭センター（子ども家庭課）	0889-24-5140
須崎福祉保健所 0889-42-1875		
須崎市	須崎市子育て世代包括支援センターカンガルーぽっけ（健康推進課）	0889-42-1280
中土佐町	中土佐町こども家庭センター（健康福祉課）	0889-52-2533
梶原町	ゆすはら子育て世代包括支援センター（保健福祉課）	0889-65-1170
津野町	津野町子育て世代包括支援センターまっとはぐ（健康福祉課）	0889-55-2151
四万十町	四万十町こども家庭センター「楓」（健康福祉課）	0880-22-3115
幡多福祉保健所 0880-34-9056		
宿毛市	宿毛市こども家庭センター（福祉事務所）	0880-62-1241
土佐清水市	健康推進課	0880-87-9117
四万十市	四万十市こども家庭センター（健康推進課）	0880-34-8015
大月町	大月町こども家庭センター（健康福祉課）	0880-73-1113
三原村	三原村子育て世代包括支援センター（住民課）	0880-46-2111
黒潮町	黒潮町こども家庭センター（健康福祉課）	0880-43-2124



## ■詳しい内容に関するお問合せはこちら



お気軽にご相談ください！

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法に関するお問合せ  
高知労働局雇用環境・均等室 高知市南金田1-39 088-885-6041

### ●労働基準法に関するお問合せ

高知労働基準監督署	高知市南金田1-39	088-885-6031
須崎労働基準監督署	須崎市緑町7-11	0889-42-1866
四万十労働基準監督署	四万十市右山五月町3-12	0880-35-3148
安芸労働基準監督署	安芸市矢ノ丸2-1-6	0887-35-2128

### ●育児休業給付に関するお問合せ

高知公共職業安定所	高知市大津乙2536-6	088-878-5330
香美出張所	香美市土佐山田町旭町1-4-10	0887-53-4171
須崎公共職業安定所	須崎市西糺町4-3	0889-42-2566
四万十公共職業安定所	四万十市右山五月町3-12	0880-34-1155
安芸公共職業安定所	安芸市矢ノ丸4-4-4	0887-34-2111
いの公共職業安定所	吾川郡いの町枝川1943-1	088-893-1225

### ●育児休業中の社会保険料の免除に関するお問合せ

高知西年金事務所	高知市旭町3-70-1	088-875-1717
高知東年金事務所	高知市棧橋通4-13-3	088-831-4430
南国年金事務所	南国市大楠甲1214-6	088-864-1111
幡多年金事務所	四万十市中村東町2-4-10	0880-34-1616

①男性の育児に関する情報が満載！  
イクメンプロジェクト  
<https://ikumen-project.mhlw.go.jp>



②「働く女性の心とからだの応援サイト」  
<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

